

# 浦野家通信

# 4月

〒550-0012  
 大阪市西区立売堀  
 1丁目9-10  
 HOWAビル701号  
 Tel:06-6536-7560  
 浦野会計事務所  
 第79号  
 発行人：所員一同

料金別納  
 郵便

春らしく穏やかな気候に心和む季節となりましたが  
 いかがお過ごしでしょうか。  
 桜も見頃となりお花見をしたい季節ですね。  
 夜は冷える日も多いので  
 ご体調にはくれぐれもお気を付けくださいませ。

## 雇用保険料率の変更について

昨年の10月に変更になった雇用保険料率ですが令和5年4月から変更になります。  
 変更内容は下記のとおりです。給与計算の際はお気を付けください！

### <令和5年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

### 4月10日(月)

- 3月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### 5月1日(月)

- 2月決算法人の確定申告と納税
- 8月決算法人の中間申告と納税
- 5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
- 3月分社会保険料納付

### 令和4年申告所得税・消費税の口座振替引落日

所得税：4月24日(月)

消費税：4月27日(木)

## インボイス制度の2割特例って？

「2割特例」とは2023年10月から3年間の間において基準期間の課税売上1千万円以下の小規模事業者が、インボイス制度開始に伴い免税事業者から課税事業者（インボイス発行事業者）になった場合、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とすることができるという特例です。この特例は令和5年度税制改正において導入予定となっている制度です。

この特例が使えるのは以下の条件を全て満たす事業者のみとなります。

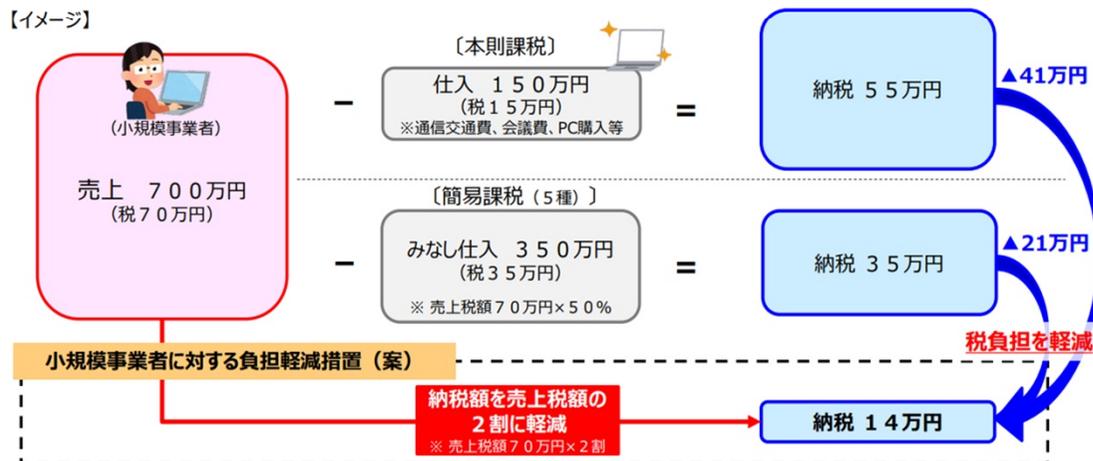
- ① インボイス発行事業者の登録を受けていること
- ② 仮にインボイス発行事業者の登録がなければ、事業者免税点制度の適用により消費税の納税義務者とはならないこと
- ③ 課税期間の短縮特例の適用を受けていないこと

この制度は、事業者が消費税の計算方法として本則課税の制度又は簡易課税の制度を選択していたとしても2割の金額と比較して有利な方法を選択できます。

さらにこの2割特例を選択するのに事前の届出等は必要なく申告書にこの特例を選択する旨を付記するだけで適用できるということになりそうです。

具体的なイメージとしては以下のようになります。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

## 金環皆既日食

4月20日に南インド洋から太平洋にかけての地域で金環皆既日食が見られます。

日本では、残念ながら金環日食・皆既日食は見られず、南西諸島や九州南部、小笠原諸島などの一部の地域にて部分日食が見られます。金環皆既日食は2013年11月3日の約10年ぶりとなる珍しい日食です。

金環皆既日食とは、まれな一つの日食で、ある地点では皆既日食が見られ、別の地点では、金環日食が見られることがあります。これを金環皆既日食といい、別名ハイブリッド日食と呼ばれています。金環日食は月が太陽の内側へ完全に入り込み、太陽がリング見える日食で、皆既日食は月が太陽を完全に隠してしまう日食です。これらが各地によって見られる現象が4月20日に行われるようです。金環皆既日食はとても珍しい日食で、21世紀中に7回しか起きないようです。また、日食を日本で観測できるのは、2030年6月1日まで起こらないのでとても貴重ですね。観測される際は、日食グラス等を通して安全な方法で日食をお楽しみください。



表面では雇用保険の変更を記載しましたが健康保険料率も令和5年3月分(4月納付分)から改定されております。こちらは各都道府県によって引き下げ引き上げ等ありますのでHPから一度ご確認ください。よろしくお願いたします。



↑上記QRコードから各都道府県の保険料確認できます。

